

介護関係事業主の皆さまへ

介護未経験者確保等助成金 介護基盤人材確保等助成金

は、平成23年3月31日をもって、廃止を予定しています。

これに伴う経過措置は、現時点では以下を予定していますので、ご承知ください。

① 介護未経験者確保等助成金

制度の概要

介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者として雇い入れ、6カ月以上定着した場合、対象者1人当たり25万円、さらに6カ月以上定着した場合に25万円（あわせて50万円まで）助成する制度です。

- ・最初に未経験者を雇い入れた日から6カ月以内に2人目以降の未経験者を雇い入れた場合、企業規模に応じて6人～20人を上限として支給対象となります。
- ・介護参入特定労働者（雇入れ日に25歳以上40歳未満、雇入れ日の前日から起算して1年前まで、雇用保険一般被保険者でなかった者）の場合は、倍額を支給します。

【手続の流れ】

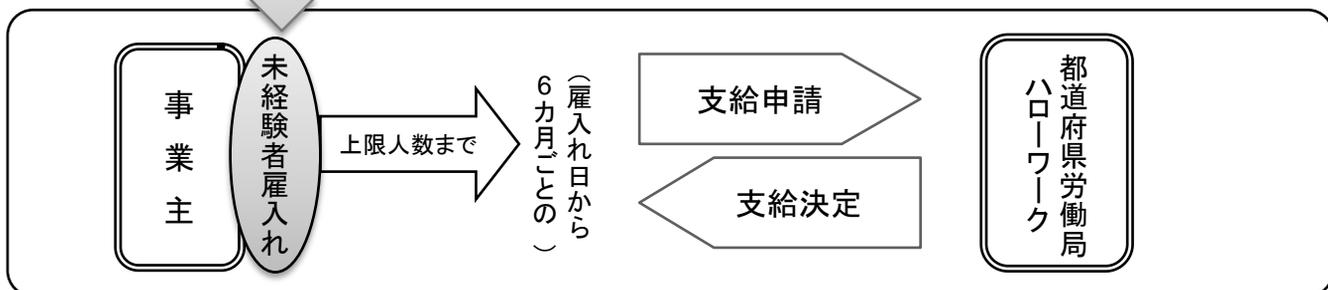
未経験者の雇入れ日から6カ月を満了した日の翌日から1カ月以内に、都道府県労働局またはハローワークに助成金支給申請書を提出。

支給申請をお考えの場合は…

○最初の対象労働者を平成23年3月31日までに雇入れ

➡ これまでどおり、支給申請が可能です。

平成23年3月31日までに最初の
未経験者を雇入れ



② 介護基盤人材確保等助成金

制度の概要

介護関係業務を行う事業主が、新サービスの提供に伴い、雇用管理の改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者（※）を雇い入れた場合に、特定労働者1人当たり（1事業主あたり3人まで）6カ月で70万円まで助成。

※特定労働者

- ・保健医療サービスまたは福祉サービスの提供に関する実務経験が1年以上あって、社会福祉士、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員（1級）のいずれかの資格を有する者
- ・サービス提供責任者としての実務経験が1年以上ある者

【手続の流れ】

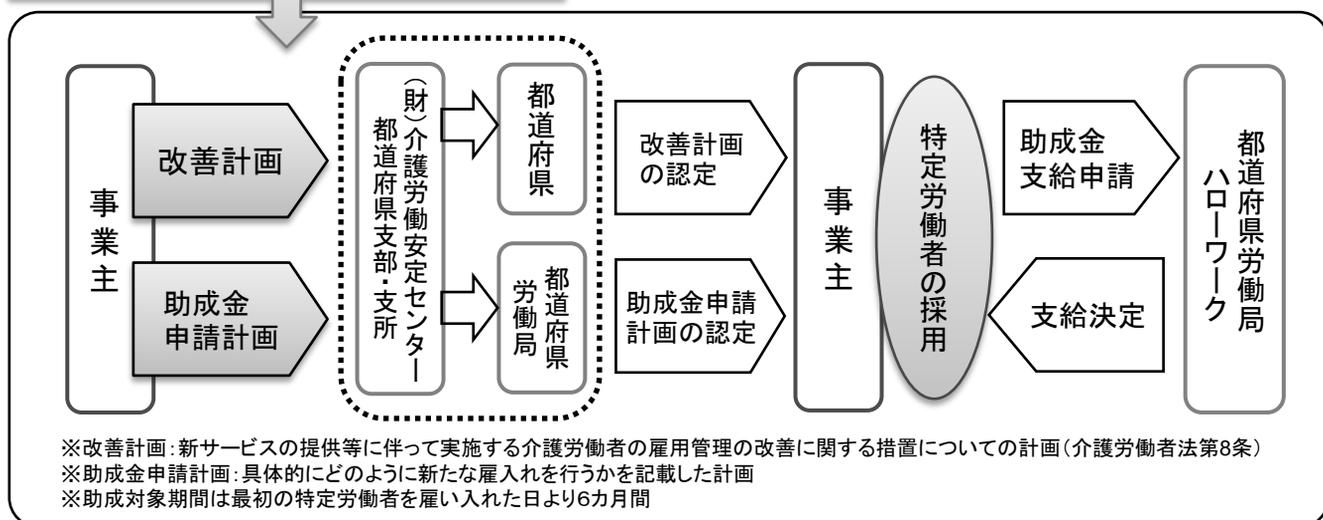
- ① 改善計画および助成金申請計画を作成し、計画期間の開始日（新サービスの提供等の開始または最初の特定労働者の雇入れ日のいずれか早い日）から遡って6カ月前から1カ月前の日までに（財）介護労働安定センター都道府県支部・支所に提出。
- ② 計画期間内に特定労働者を雇い入れ、助成対象期間満了後、満了日の属する月の翌月末日までに、支給申請書を都道府県労働局またはハローワークに提出。

支給申請をお考えの場合は…

○改善計画および助成金申請計画を平成23年3月31日までに提出

➡ これまでどおり、支給申請が可能です。

平成23年3月31日までに計画を提出



◇介護未経験者の雇入れや介護人材の育成をお考えの事業主の皆さまには、
「若年者等正規雇用化特別奨励金」(雇入れ)
「成長分野等人材育成支援奨励金」(人材育成)
など、今後も、ケースに応じて活用いただける助成金がありますので、ぜひご検討ください。